（裏面）

送金ができない金融機関

１．　日本郵政公社

２．　インターネット専業銀行各行

上記を除く、金融機関を指定してください。

なお、海外に居住する方で、施行規則第７条第２項により、海外の口座への送金等を希望する方はこの様式ではなく、様式第７号によって支給方法等を指定してください。